

## 募集要綱に関する質問回答書

「燕市・弥彦村送配水管整備事業」の募集要綱に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	見出し符号					項目名	質問	回答
	頁	章	節	項	目			
1	1	2	4			事業主体	H31.4.1以降の事業主の変更による再契約等は有るのでしょうか。	平成31年4月1日付けで事業主体を変更する予定のため、平成31年4月上旬に締結する基本契約以降の契約について、事業主体の変更による再契約はない見込みです。
2	2	2	7			対象施設	JR軌道は別途工事とありますが、発注時期はいつ頃を想定されてますでしょうか	詳細設計業務は平成31年度第1四半期、工事業務は平成32年度以降を予定しています。工事の実施時期は、本事業の事業者や鉄道管理者との調整を踏まえて決定します。
3	2	2	7			対象施設	表 2-1 対象施設の概要で示されている数量は、備考で「※数量は基本設計段階における概算値であり、本事業で実施する設計・工事業務において確定する。」とありますが、仮に用排水路での推進箇所数や推進延長に増減が生じた場合の工事費の変更等の取扱いはどうなるのかご教示願います。	この数量は発注者が実施した基本設計における参考数量です。事業者は、事業者が実施した提案及び詳細設計業務で作成した設計図書により、工事請負契約を締結します。
4	2	2	7			対象施設	推進工法で施工する箇所の対応に関して、「夜間は覆工板を設置しての道路開放」もしくは「昼夜間片側交互通行」が考えられますが、基本設計ではいずれを前提としているのかご教授願います。	基本設計では、覆工板を設置しての道路開放を想定しています。
5	2	2	7			対象施設（基本設計図）	伏越工については、Aタイプ、Bタイプ、Cタイプ、Dタイプに区分されていますが、伏越工一覧の平面図番号（10）、伏越番号2のように一交差点で二箇所のBOXが存在する場合、Bタイプを二箇所と考えているのか、基本設計での考えをご教授願います。	基本設計では1箇所と設定しています。

No	見出し符号					項目名	質問	回答
	頁	章	節	項	目			
6	2	2	7			対象施設	基本設計時点で計画した各ルート毎の管材（ダクタイル鋳鉄管）の規格、数量をご教示願います。	管厚は1種管又はS種管、内面はエポキシ樹脂塗装としています。数量の公表予定はありません。要求水準書を変更します。
7	2	2	7			対象施設	関係機関との協議の結果、表2-1で示される推進工・水管橋・不断水工に示された箇所より増えた場合、設計の変更対象と考えてよろしいでしょうか。	設計業務委託契約書（案）第24条のとおりです。
8	2	2	7			対象施設	推進工事のうち、JR軌道は設計業務及び工事業務を別途工事として発注予定である。とありますが、推進工事に係わる地盤調査、測量調査及び試掘調査も別途工事と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	3	2	8			業務範囲	調査における試掘調査は何か所を想定されていますでしょうか。	109箇所と想定しています。
10	3	2	8			業務範囲	地質調査費で想定されている数量（本数、延長等）について示していただけますでしょうか。	21箇所×10m/箇所と想定しています。
11	3	2	8			業務範囲	家屋調査業務の具体的な数量をご教示いただけますでしょうか。	11棟と想定しています。
12	3	2	8			業務範囲	家屋調査費で想定されている戸数について示していただけますでしょうか。	No.11の回答のとおりです。
13	3	2	8			業務範囲	区分の工事に示す「工事業務」、「工事に伴う～申請業務」、「家屋調査業務」、「交付金～作成業務」、「出来高精算業務」において、どの業務も設計企業が役割分担上、実施しないとした場合（その他企業で実施する）、特定JVにおける請負工事契約上、市としては認められるとの理解でよろしいでしょうか。	工事請負契約は、設計企業を含めた特定JVと契約します。
14	4	2	10			見積上限価格	委託費の内訳は提示していただけののでしょうか。	公表予定はありません。
15	4	2	10			見積上限価格	今回の設計で他企業管の移設が必要になった場合、その移設費用は、今回の事業費に含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	移設費用は含んでいません。
16	4	2	10			JR軌道に関する工事費及び委託費	接続工事は本事業に含まれないと理解していますが、よろしいでしょうか。	本事業の事業者とJR軌道に係る別途委託等の受注者と調整のうえ、決定します。
17	4	2	10			見積上限額	工事に伴う申請業務等価格が示されている理由をご教示ください。	詳細設計に基づき算定する工事費と区分するため、提示しています。

No	見出し符号					項目名	質問	回答
	頁	章	節	項	目			
18	4	2	10			見積上限額	委託費の内訳は示されていませんが、設計委託費、調査費のそれぞれについての上限は示されていないということと理解してよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
19	4	2	10			見積上限額	工事費内の提案であり「工事に伴う申請業務」が7,000千円を上回る場合は失格となるのでしょうか。	工事費、委託費を提案価格審査の対象とし、工事に伴う申請業務は提案価格審査の対象としません。募集要綱を変更します。
20	7	2	12	イ)		モニタリングの時期	モニタリング業務の内容について、ご教示願います。	要求水準書等への適合の確認等を予定しています。
21	7	2	12	ウ)		モニタリングの方法	「燕市が定めた方法」の公表時期は、事業者間協定書の提出前との理解でよろしいでしょうか。	公表予定はありません。
22	7	2	12	ウ)		モニタリングの方法	モニタリング方法について、「燕市が定めた方法」とありますが、今後モニタリング計画書が公表予定と考えており、この中で方法が示されるとの理解でよろしいでしょうか。	公表予定はありません。
23	7	2	12	ウ)		モニタリングの方法	燕市が定めた方法とは具体的にどんな方法でしょうか。	No.22の回答のとおりです。
24	7	2	12	オ)		モニタリングの実施者	モニタリング企業の資格要件はございますでしょうか。	公表予定はありません。
25	7	2	12			燕市による事業の実施状況のモニタリング	モニタリング実施者と設計業務委託契約書（案）p3で示される監督員、設計企業の所掌区分についてご教示いただけますでしょうか。	監督員は水道法第12条に示される監督業務を実施します。モニタリング実施者は監督員が実施する技術上の業務（監理・モニタリング）を補助します。事業者はこれらの業務の遂行に協力する必要があります。
26	8	3	1			参加表明書等の受付締切	10月10日に行われた説明会の質疑応答で、「特定JVの地元企業の追加」の要望が出ておりましたが、それが現実となった際、JV組成の公平性の担保という点から、参加表明書等の受付締切日を1カ月程度延長して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	参加表明書等の受付締切を平成30年11月30日（金）に、参加資格確認結果の通知を平成30年12月7日（金）に変更します。募集要綱を変更します。
27	8	3	2	2)		応募者の構成	「協同企業体協定書」とは、事業者間協定書との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	8	3	2	2)		応募者の構成	協定書の提出時期はH30年11月9日との理解でよろしいでしょうか。	No.26の回答のとおりです。
29	8	3	2	3)		応募者の構成	構成企業間の出資比率に指定はあるのでしょうか。特に地元企業の出資比率は指定されるのでしょうか。	指定はありません。

見出し符号						項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項	目			
30	9	3	2	5)		<b>統括責任者</b>	9/4の「実施方針に関する質問回答書」では、下記の通り記載がある。 ・No.84：統括責任者は監理技術者あるいは現場代理人を兼務することが可能である。 ・No.83：代表企業の監理技術者と現場代理人の兼務は可能である。 以上より、代表企業の統括責任者は、代表企業の現場代理人・監理技術者をすべて兼務することが可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	9	3	2	6)		<b>応募者の構成</b>	・公共工事が年々減少している為、地元企業育成の観点から、地元業者を優先していただけませんか。 今回の工事はめったにない工事の為、地元業者に技術伝承と実績を積ませていただけませんか。 以上の観点から、特定建設企業体の地元構成員を2社参加できるようにしていただけませんか。	8ページの3.2.3)を「特定JVは、設計企業、建設企業、地元企業及び管材企業の各々1社を基本とし、地元企業は2社以内とすることができる。なお、各企業に必要な資格要件は、第4章 応募者の備えるべき応募資格による。」に変更し、合わせて9ページの表を変更します。実施方針、募集要綱並びに様式I-2及び様式I-8を変更します。
32	9	3	2	6)		<b>応募者の構成</b>	・今回の特殊工事において、地元企業の施工技術及び工事实績向上のために、地元業者を優先していただけませんか。 ・年々公共工事が減少する中、この大事業に地元業者が優先して関わらせて頂くことはできませんでしょうか。 以上の観点から、特定JVの地元構成員に2社参加できるようにしていただけませんか。	No.31の回答のとおりです。
33	9	3	2	6)		<b>応募者の構成</b>	・地元建設業者育成の為にも、今回の大事業の特殊工事で実績が積めるようにしていただけませんか。 ・公共工事が減少している為、この大事業に地元業者が優先して関わるようにしていただくことはできませんでしょうか。 以上の観点から、特定建設工事共同企業体の地元構成員を2社参加できるようにしていただけませんか。	No.31の回答のとおりです。
34	11	3	4	イ)		<b>質問の回答</b>	質問回答に対する再質問の機会を設けるようご検討ください。	再質問の受付予定はありません。

No	見出し符号				項目名	質問	回答
	頁	章	節	項 目			
35	12	3	4	7)	プレゼンテーションの実施	プレゼンテーション用の資料はPPTと理解していますが、よろしいでしょうか。また、その場合、PPTの配布は当日でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、応募者は、プレゼン用スライドを15部印刷した資料を当日、持参してください。選定委員に配布します。
36	13	3	5	4)	著作権	「事業提案の全部又は一部を無償で利用できるものとする」について、事前連絡をいただけるものと理解していますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	13	3	5	4)	プロポーザル応募に関する留意事項	「燕市が本事業の公表及び燕市が必要と認めるときには事業提案の全部又は一部を無償で利用できるものとする。」とありますが、事前に提案者の承諾を得るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	13	3	5	4)	プロポーザル応募に関する留意事項	「事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。」とありますが、公表の際には事前に提案者の承諾を得るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	13	3	5	4)	著作権	「燕市情報公開条例に基づき、公開する」とありますが、同意を得た範囲のみと考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	13	3	5	4)	著作権	「燕市に提出された資料は、燕市情報公開条例に基づき、公開することができる」とありますが、公開する内容については応募者の同意が得られたものに限るという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
41	14	3	5	10)	必要事項の通知	通知はいつ頃を想定されていますでしょうか。	必要な事項が生じた場合に、速やかに代表企業に通知します。
42	15	4	2	2)	管材企業に必要な資格要件	燕市又は弥彦村の平成29・30年度有資格者登録簿とありますが、燕市又は弥彦村いずれか一方に登録されている、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	17	4	4	1)	現場代理人	現場代理人に特定の資格は必要でしょうか。	建設工事請負契約書（案）第11条のとおりです。
44	18	4	6	3)	設計企業に必要な条件	配置予定技術者は、実際の配置時に変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	退職等のやむを得ない事情がある場合を除き、変更は認めません。
45	18	4	6	4)	設計企業に必要な条件	担当技術者を複数名配置する場合は、担当技術者の内、少なくとも1名が4.6 3)の要件を満足すればよいとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号				項目名	質問	回答
	頁	章	節	項 目			
46	18	4	6	5)	設計企業に必要な条件	「平成20年度から応募要件確認日までの間に、地方公共団体が発注する水道事業（中略）における口径500mm以上の送水管又は配水管の詳細設計の業務完了実績を有するものであること」とあります。一方、様式Ⅳ-1 設計企業の実績一覧では「①中大口径(φ350mm以上)の送配水管の開削工法による設計実績」とされています。応募資格審査書類(様式Ⅰ-4-1)では、口径500mm以上の実績から代表例の記入、様式Ⅳ-1の①記入時においてはφ350mm以上の実績を記入するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	18	4	7	1)	選定委員会に関する制限	選定委員は公表されるのでしょうか。	公表予定はありません。
48	20	5	1		応募資格審査書類	「プロポーザル応募者構成表及び役割分担表」についてですが、同表にある「特定JV協定書」にも役割分担表を添付する予定で考えておりますが、役割分担表とJV協定書に添付したものに違いがあった場合には失格となるのでしょうか。	失格とする可能性もあるため、整合を図った上で提出してください。
49	22	6	3	1)	提案価格・基礎審査	「見積上限額を超えた場合は失格」とありますが、上限価格以内とするのは、工事費、委託費、工事に伴う申請業務等価格のそれぞれについてという解釈でよろしいでしょうか。	No.19の回答のとおりです。
50	24	7	1		基本的考え方	推進工事において推進区間にある障害物(玉石等)による推進トラブルは事業者が管理できないリスクと考えますがよろしいでしょうか。	設計変更の理由、内容等に基づき、発注者及び事業者との協議を行い、請負代金の変更の可否を決定します。
51	25	8	1	1)	契約に関する事項	「翌年度以降の水道事業予算において、この契約に係る予算が措置されなかった場合」とは、どのような場面を指すのでしょうか、ご教示願います。	不測の事態により本事業の予算が措置されない場合を指します。
52	25	8	1	2)	構成企業の役割分担の変更	変更にとえられる期間はあるのでしょうか。	速やかに変更手続きを実施する必要があります。
53	25	8	2	1)	事業契約の概要	詳細設計の結果、その内容が妥当であれば工事額が当初の予定より増加する場合の上限額は設けないものと理解していますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	25	8	2	1)	事業契約の概要	「工事業務を二以上に分割して工事請負契約を締結する場合・・・」とは どのような場合なのかご教示願います。	詳細設計業務の全部が完了する前に、部分完成した範囲について、先行して工事請負契約を締結する場合等を想定しています。

見出し符号						項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項	目			
55	25	8	2	1)		契約の枠組み	各路線、各工区の工事契約は単年で区切らず、複数年にわたる契約とすることもできると解釈してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	25	8	2	1)		契約の枠組み	『分割した一連の工事を一工事とした場合の諸経費率～』とありますが、諸経費率算定の考え方は、国交省土木積算基準「施工箇所が点在する工事の工事箇所毎の間接費算定」に準拠して、施工箇所が離れた場合、共通仮設費、現場管理費までは箇所別、一般管理費は合算すると解釈してよいでしょうか。	本事業の諸経費率の算定は、「施工箇所が点在する工事の工事箇所毎の間接費算定」を適用せず、水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）に基づきます。
57	27	9	1			調査費	工事途中の調査については設計に含まず、変更対象と考えてよろしいでしょうか。	調査は原則として調査・設計段階において実施する必要があります。
58	25	8	2	1)		契約の枠組み	予定価格設定時において、間接費はどのような考え方で算出していますでしょうか。	No.56の回答のとおりです。
59	No.1					募集要綱関連資料一覧 IV. 議事録	新潟県三条地域振興局との議事録に、特殊施工箇所（県道）は、12月から3月までは積雪の関係で開削工事を禁止している。とありますが、県道以外は規制が無いものとの理解でよろしいでしょうか。	設計業務で実施する関係機関等との協議調整により決定されます。
60	No.4					募集要綱関係一覧資料 送配水管基本設計図	伏越工において特殊工法（補助工法併用、推進工法等）となった場合は変更対象と考えてよろしいでしょうか。	No.50の回答のとおりです。

## 要求水準書に関する質問回答書

「燕市・弥彦村送配水管整備事業」の要求水準書に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	見出し符号					項目名	質問	回答
	頁	章	節	項	目			
1	3	2	9			<b>事業期間</b>	本事業は交付金を活用としたものとされていますが、交付金が満額に至らない場合も事業期間の延長はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	4	2	2	1)		<b>施設概要について</b>	要求水準書2.2 対象施設 表2-1 施設概要のなかで不断水工 弁挿入1箇所が分水ルートに含まれていますが、別紙1 計画布設ルート図には入っていません。設置箇所が明示された不断水図面の提示をお願い致します。	閲覧資料の基本設計図 図番37の既設配水管φ400に設置するバルブが該当します。
3	4	2	2	1)		<b>対象施設</b>	関係機関協議の結果、特殊横断部（推進工、水管橋）及び不断水工部は表2.1に示される数量を超える場合、設計費の変更対象と考えてよろしいでしょうか。	「募集要綱に関する質問回答書」No.7の回答のとおりです。
4	5	2	2	2)	オ)	<b>場内の取り合い</b>	別途事業の受注者は平成32年4月に決定する予定とありますが、場内の取り合いが確定するのはいつ頃の予定ですか。	平成32年度の早期に確定する予定です。
5	5	2	2	2)	オ)	<b>場内の取り合い</b>	別途事業の受注者と調整のうえ、詳細を定めることとありますが、この部分については、費用はどちらの事業に含まれるのでしょうか。また、本事業に含む場合、設計変更として認められるのでしょうか。	別途事業の受注者と調整して定めた範囲が本事業の対象となります。これを踏まえて詳細設計業務を実施し、工事請負契約を締結します。
6	5	2	2	2)	オ)	<b>場内の取り合い</b>	統合浄水場と、吉田送配水場および弥彦送水場の場内配管は同一事業として発注するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号				項目名	質問	回答
	頁	章	節	項 目			
7	5	2	2	2) オ)	場内の取り合い	基本設計図に記載されている取り合い位置又は取り合い位置までのルート、若しくは取り合い方法が変更になった場合、詳細設計で変更しても良いという理解でよろしいでしょうか。その場合、委託費の設計変更も対象となるのでしょうか。	No.5の回答のとおりです。
8	5	2	2	2) オ)	場内の取り合い	基本設計図に記載されている取り合い部の詳細が不明であり、場内配管との接続工事は、本事業に含めないとの理解でよろしいですか。	No.5の回答のとおりです。
9	6	2	3		業務範囲	調査は設計段階、工事段階での調査が必要と考えますが、工事段階での調査は変更対象との理解でよろしいでしょうか。	「募集要綱に関する質問回答書」No.57の回答のとおりです。
10	6	2	3		調査区分	測量・地質・埋設物・試掘の各調査の数量が変更となった場合、委託費の変更は認められるという理解でよろしいでしょうか。	設計業務委託契約書（案）第19条及び第20条のとおりです。
11	6	2	3		測量調査	基本設計で見込んでいる内容及び調査数量をご教示いただけますでしょうか。	対象路線に対して、現地測量、水準測量（仮BM設置）、路線測量を見込んでいます。
12	6	2	3		地質調査	要求水準書 2. 3 業務範囲のなかで地質調査とありますが、基本設計のなかで想定しているボーリング箇所とその掘進延長および付随する試験項目と数量をご教授願います。	「募集要綱に関する質問回答書」No.10の回答のとおりです。
13	6	2	3		地質調査	基本設計で見込んでいる内容及び調査数量をご教示いただけますでしょうか。	No.12の回答のとおりです。
14	6	2	3		埋設物調査	基本設計で見込んでいる内容及び調査数量をご教示いただけますでしょうか。	水道事業及び他企業等の埋設物資料の収集・整理、現地確認等を見込んでいます。
15	6	2	3		試掘調査	要求水準書 2. 3 業務範囲のなかで試掘調査とありますが、基本設計のなかで想定している試掘箇所とその数量をご教授願います。	「募集要綱に関する質問回答書」No.9の回答のとおりです。
16	6	2	3		試掘調査	基本設計で見込んでいる内容及び調査数量をご教示いただけますでしょうか。	No.15の回答のとおりです。
17	6	2	3		家屋調査業務	要求水準書 2. 3 業務範囲のなかで家屋調査業務とありますが、基本設計のなかで想定している調査対象家屋とその規模別の数量をご教授願います。	「募集要綱に関する質問回答書」No.11の回答のとおりです。
18	7	3	1		関係法令及び基準、仕様等	例示であり、該当しないものもあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	8	3	1	2) ア)	基準、仕様等 ア) 共通	燕市・弥彦村の水道設計に関する基準書等はありませんでしょうか。	発注者独自の水道設計に係る基準書等はありません。

No	見出し符号					項目名	質問	回答
	頁	章	節	項	目			
20	10	3	1	4)		各許可申請・届出等	鉄道軌道横断部の設計・工事は含まれていませんが近接協議は資料をとりまとめ、協議を行うことでよろしいでしょうか。	本事業の業務範囲が近接施工に該当する場合は、鉄道事業者との関係機関協議を実施する必要があります。
21	10	3	1	4)		各許可申請・届出等	表3-1で示される各種届出等一覧は「工事に伴う各種協認可等の申請業務」の業務範囲と理解しますがよろしいでしょうか。	設計段階で協議調整が必要となるものについては、「設計に伴う各種申請等の補助業務」に含まれます。
22	10	3	2	1)	ア)	中立性の保持	「中立性」とありますが、何に対しての中立性を指しているのでしょうか。	設計業務を実施するうえで、社会通念上相当の事項を指します。
23	11	3	2	1)	ア)	秘密の保持	他人に漏らしてはならないという他人（第三者）とはどのような人を指しているのでしょうか。	発注者が認めた第三者以外を指します。
24	11	3	2	1)	ア)	③現地調査の主要部分に関する再委託	再委託できないとありますが、主要部分とは具体的にどの範囲でしょうか。	現地状況を把握するための現地踏査を想定しています。
25	11	3	2	1)	イ)	調査	公図要約書調査は、必要箇所を提示すれば「公用」で取得していただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	11	3	2	1)	イ)	調査	予定価格の中で測量調査項目の数量は提示していただけますか。	No.11の回答のとおりです。
27	11	3	2	1)	イ)	調査	将来計画を考慮したことで生じる設計変更は認められるのでしょうか。	No.3の回答のとおりです。
28	12	3	2	1)	イ)	調査	予定価格の中で地質調査の個所数及び項目の数量は提示していただけますか。	No.12の回答のとおりです。
29	12	3	2	1)	イ)	調査	予定価格の中で試掘調査の個所数の数量は提示していただけますか。	No.15の回答のとおりです。
30	12	3	2	1)	イ)	調査	他企業管近接箇所において試掘調査を実施とありますが、ルートが変わったことによって試掘調査箇所が想定されていた箇所数より大幅な増減があった場合は、変更の対象になりますか。	No.3の回答のとおりです。
31	12	3	2	1)	ウ)	設計計画	ルートの変更が確定した場合は、金額変更を認めるということでしょうか。	No.3の回答のとおりです。
32	12	3	2	1)	オ)	設計図作成	燕市の図面作成要領はありますか？ 事業者の任意でよろしいでしょうか。	図面作成要領はありません。閲覧資料で示した「設計図参考様式」を参考に、発注者と協議調整のうえ、決定します。
33	12	3	2	1)	オ)	設計図作成	「平面図は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて」とありますが、道路台帳は全区間ありませんでしょうか。道路台帳のある区間について示していただけますでしょうか。	市道及び村道は全区間であり、県道及び国道は、各道路管理者との関係機関協議の中で確認する必要があります。
34	13	3	2	1)	キ)	設計書作成	設計書（金抜き）は不要と考えますが、よろしいでしょうか。必要な場合、目的をご教示ください。	不要とします。要求水準書を変更します。

No	見出し符号					項目名	質問	回答
	頁	章	節	項	目			
35	13	3	2	1)	ク)	設計業務	「開削工法工法区間の報告書は、設計条件、地盤条件、埋設物状況、設計計画、施工方法、（以下略）の検討内容を取りまとめる」とありますが、基本設計で問題なければ、それが検討内容になると考えますが、よろしいでしょうか。	調査業務の内容を踏まえて、詳細設計業務の設計成果として取りまとめます。ただし、基本設計の内容を活用することは妨げません。
36	13	3	2	1)	ク)	設計業務	「推進工法の区間の報告書は、設計条件、地盤条件、埋設物状況、設計計画、推進工法、立坑工法、（以下略）の検討内容を取りまとめる」とありますが、基本設計で問題なければ、それが検討内容になると考えますが、よろしいでしょうか。	No.35の回答のとおりです。
37	13	3	2	1)	ク)	設計業務	「水管橋区間の報告書は、設計条件、地盤条件、埋設物状況、設計計画、水管橋形式、上部工構造、下部工構造、（以下略）の検討内容を取りまとめる」とありますが、基本設計で問題なければ、それが検討内容になると考えますが、よろしいでしょうか。	No.35の回答のとおりです。
38	14	3	2	1)	コ)	設計業務	照査の中で「②比較検討の方法及びその内容について」とありますが、基本設計で問題なければ、それが「比較検討の方法及びその内容」の照査になると考えますが、よろしいでしょうか。	No.35の回答のとおりです。
39	14	3	2	1)	シ)	設計図書	設計図面で 電子納品を行うため、A1版：原図一式は不要と考えますが、よろしいでしょうか。	不要とします。要求水準書を変更します。
40	15	3	2	1)		設計図書	設計書（金抜き）は不要と考えますが、よろしいでしょうか。必要な場合、目的をご教示ください。	No.34の回答のとおりです。
41	16	3	2	2)	イ)	仮設、施工方法等	基本設計図の付属設備標準図を見ると、管路土留め工として、軽量鋼矢板建込工を採用していますが、見積上限価格の工事費はこの工法を反映した工事費となっていますか。	基本設計図に基づき算定しています。
42	17	3	2	2)	エ)	代理人の変更	【施工中】のコリンズ登録内容確認書（代理人等の変更が生じた都度）とあるが、監理技術者・主任技術者の変更についても同様の書類を活用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	18	3	2	2)	キ)	作業日及び作業時間について	通勤通学時間帯を配慮する場所は特定されているのでしょうか。	地元関係者等との協議により定める必要があります。
44	18	3	2	2)	キ)	作業日及び作業時間について	「通勤通学時間帯の作業は避けること」とありますが、全区間が対象でしょうか。	No.43の回答のとおりです。

No	見出し符号					項目名	質問	回答
	頁	章	節	項	目			
45	18	3	2	2)	キ)	作業日及び作業時間について	通行止め区間の工事については、通勤通学時間帯においても作業を行っても良いという理解でよろしいでしょうか。	No.43の回答のとおりです。
46	19	3	2	2)	キ)	作業日及び作業時間について	「事業者は、（中略）地元関係者の同意を得て作業を行うこと」とありますが、燕市は協力いただけますでしょうか。	発注者は本事業が円滑に進捗するように、地元関係者との協議調整に協力します。
47	21	3	2	2)	テ)	技術者配置	主任技術者又は監理技術者は、工事請負契約締結後に登録するという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。なお、統括責任者の配置は、基本契約書（案）第11条のとおりです。
48	21	3	2	2)	ヌ)	会計実地検査対応の支援	会計実地検査対応の支援とは具体的にはどのような内容かご教示いただけますでしょうか。	発注者が会計実地検査を受検する際に、設計業務委託契約及び工事請負契約に係る範囲の資料作成等に協力することが主たる内容となります。
49	23	4	2	1)	カ)	管網計算	管網計算は事業者が担う業務となるのでしょうか。もしくは第三者への業務発注でしょうか。	「要求水準書」に記載のとおりです。
50	23	4	2	1)	キ)	水圧試験	試験後の排水にかかる費用は、事業者負担でしょうか。	ご理解のとおりです。
51	24	4	2	2)	ア)	事前調査	工事の段階での事前調査の結果、地下埋設物等により設計変更が必要になった場合は認められるのでしょうか。	設計変更の理由、内容等に基づき、発注者及び事業者との協議を行い、請負代金の変更の可否を決定します。
52	24	4	2	2)	セ)	軌道横断の取り合い	「別途委託業者と調整を図り、取り合い位置や取り合い方法を検討すること」とありますが、この部分については、費用はどちらの事業に含まれるのでしょうか。また、調整の結果、設計変更が生じた場合は認められるのでしょうか。	別途事業の受注者と調整して定めた範囲が本事業の対象となります。これを踏まえて詳細設計業務を実施し、工事請負契約を締結します。
53	24	4	2	2)		事前調査	「測量調査、地質調査及び地下埋設物調査等の事前調査を必ず実施すること」とありますが、事前調査の一部を請負契約後に実施することは可能でしょうか。	No.9の回答のとおりです。
54	24	4	2	3)	ケ)	埋設管	工事で発生する建設発生土は発生土として利用できない場合、工事の変更対象と考えてよろしいでしょうか。	設計変更の理由、内容等に基づき、発注者及び事業者との協議を行い、請負代金の変更の可否を決定します。
55	24	4	2	3)	ケ)	建設発生土	道路復旧標準図では埋戻し土は川砂と記載されていますが、目視等で発生土の利用が可能と判断された場合には、例えば、管上30cmから発生土で埋戻してもよろしいでしょうか。	原則として道路復旧標準図のとおり施工してください。基本設計図を変更します。
56	25	4	2	3)	ス)	埋設管	事前協議資料、議事録を提示願います。	閲覧資料で提示しています。
57	25	4	2	4)	ア)	水管橋	ステンレス鋼管（SU304,S-1塗装相当）とありますが、ステンレスに塗装をするのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	質問	回答
	頁	章	節	項	目			
58	25	4	3	2)		埋設管	地盤状況・地下水位・施工の安全性を考慮して、詳細設計業務において、管路土留め形式の見直しや推進工法への変更等を行うことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
59	26	4	3	2)	ク)	埋設管	原則なので90度を用いて構わないとの理解でよろしいでしょうか。(水管橋・推進工立上部)	原則として詳細設計業務で決定します。
60	26	4	3	2)	シ)	埋設管	想定している建設副産物をご教示ください。	発生土、アスファルト殻等を想定しています。
61	26	4	3	2)	シ)	埋設管	処分方法は工事時に決定でよろしいでしょうか。	原則として詳細設計業務で決定します。
62	26	4	3	2)	シ)	産業廃棄物の処理	「産業廃棄物の処理方法については、燕市の承諾を得ること」とありますが、産業廃棄物の処理方法に関する燕市の基準・指針をご教示願います。	発注者の基準・指針等はありません。
63	26	4	3	3)	オ)	推進工法	土留め壁の残置は問題ありませんでしょうか。関係機関の事前協議結果をご教示ください。	基本設計では関係機関から土留め壁の残置に関する見解を得ていないため、詳細設計業務における関係機関との協議調整によります。
64	28	5				燕市による事業の実施状況のモニタリング	モニタリング実施者と設計業務委託契約書(案)p3で示される監督員、設計企業の所掌区分についてご教示いただけますでしょうか。	「募集要綱に関する質問回答書」No.25の回答のとおりです。

## 事業者選定基準に関する質問回答書

「燕市・弥彦村送配水管整備事業」の事業者選定基準に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	見出し符号					項目名	質問	回答
	頁	章	節	項	目			
1	4	5	2)	ア)	(4)	プレゼンテーションの実施者	プレゼン説明者を内容に応じ複数とすることは可能でしょうか。	可能です。
2	4	5	2)	ア)	(4)	その他	プレゼンテーションのスライド資料を当日配布しても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	5	5	2)	ア)	(5)	表5-1 審査項目及び配点	評価対象はJV構成企業だけでなく協力企業を含むと考えますが、よろしいでしょうか。	「事業者選定基準」及び「提出書類作成要領及び様式集」に記載のとおりです。
4	5	5	2)	ア)	(5)	表5-1 審査項目及び配点	「ダクタイル鋳鉄管の製造実績は十分か」について、直管類とは異形管は除くと理解していますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	6	5	2)	イ)	(1)	地域経済に対する経済効果に関する評価	特定JVの地元企業、協力企業（地元企業）及び協力企業（その他地元企業）の分担額の合計が、見積上限価格の20%以上に相当する提案を3点ありますが、ここでの見積上限価格とは、全体の4,844,000,000円でしょうか。御教示願います。	ご理解のとおりです。
6	6	5	2)	イ)	(1)	提案評価提案内容の審査得点化方式	「特定JVの地元企業(構成員)、協力企業(地元企業)及び協力企業(その他地元企業)の"分担額"とは地元企業(構成員)の構成率により算出する請負額と、協力企業(指定・その他地元企業)の下請負額の合計額との理解で宜しいでしょうか。又、「見積上限価格」とは「工事費と委託費の和」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	6	5	2)	イ)	(1)	地域経済に対する経済効果に関する評価	特定JVの地元企業の分担額とは、何を指しているのでしょうか。（例、JVの出資額、協力会社への発注額、企業内労務単価等）	No.6の回答のとおりです。
8	6	5	2)	イ)	(1)	地域貢献の分担額	地域貢献の分担額には建設企業も含まれるものと考えますが、いかがでしょうか。	建設企業は含まれません。

見出し符号						項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項	目			
9	6	5	2)	イ)	(1)	地域経済に対する経済効果に関する評価	「見積上限価格の20%以上に相当する提案を3点」とあるが、見積上限価格ではなく、提案価格という理解でよろしいでしょうか。	見積上限価格です。
10	7	5	2)	イ)	(2)	価格評価点の得点化方法	価格提案の評価は、見積上限価格の85%に相当する提案を20点とありますが、ここでの見積上限金額とは、全体の4,844,000,000円でしょうか。御教示願います。	ご理解のとおりです。
11	7	5	2)	イ)	(2)	価格評価点の得点化方法	工事費と委託費それぞれで見積上限価格が設定されているのでしょうか。 提案価格計（工事費＋委託費）で価格評価点が決まるのか、工事費と委託費のそれぞれの提案価格で価格評価点が決まるのか、価格評価点の算出方法をご教示ください。	工事費と委託費それぞれで見積上限価格が設定しています。提案価格計（工事費＋委託費）で価格評価点を決定します。

## 提出書類作成要領及び様式集に関する質問回答書

「燕市・弥彦村送配水管整備事業」の提出書類作成要領及び様式集に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	見出し符号					項目名	質問	回答
	頁	章	節	項	目			
1	1	1	1)			代表企業の配置予定技術者	代表企業の監理技術者及び現場代理人の資格記入書類については、代表企業となる建設企業又は管材企業の資格記入書類に記載すれば良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	2	2)			CD-R内のデータファイル形式	CD-Rに収納するデータのファイル形式はPDFファイルという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	2	2	2)			提案書類の提出	留意事項欄に「概要版」の記載がありますが、具体的な作成要領をご教示ください。	概要版は不要です。提出書類作成要領及び様式集を変更します。
4	2	2	2)			提案書類の提出	留意事項欄に「A4判ファイル綴じ」とありますが、ファイルの表紙及び背表紙に記載すべき事項につきまして、正本、副本それぞれの記載方法をご教示ください。 ※応募資格審査に関する提出書類と同様に、応募者名（特定JV名）及び事業名の表記が必要となる場合、副本の応募者名（特定JV名）はどのように記載すればよろしいでしょうか。	正本には、事業名、図書名、応募者を記載してください。副本には、事業名、図書名を記載してください。
5	2	2	3)	キ)		提案書類の作成要領	「表紙」については、「提案書類に関する提出書類」として、A4版ファイルの先頭に、A4判：1枚で作成するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

見出し符号						項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項	目			
6	2	2	3)	コ)		提案書類の作成要領	<p>「全てのページに通しのページ番号をつけ、表紙の次に目次を添付すること」とありますが、</p> <p>①「表紙」及び「目次」は、任意様式との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②「通しのページ番号」は、様式Ⅲ-1をページ番号「1」とし、以降は枚数指定のある各様式にページを付けることで、任意様式での添付資料（様式Ⅲ-4）や契約書等の写し（様式Ⅳ-1～4）にはページ番号は不要との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①ご理解のとおりです。</p> <p>②任意様式での添付資料（様式Ⅲ-4）や契約書等の写し（様式Ⅳ-1～4）は関連する様式の直後に配置し、通しのページ番号をつけてください。</p>
7	2	2	3)	サ)		提案書類の作成要領	<p>「評価項目毎にインデックスシールを貼り付け」とありますが、「評価項目」とは「事業者選定基準」P5に記載されている「評価項目（大項目/中項目）」を指しているとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>※様式Ⅲはインデックスシールは不要で、様式Ⅳは「企業・配置予定技術者実績」「業務計画に関する提案」「設計・施工・工期等に関する提案」「環境配慮に関する提案」「地域貢献に関する提案」「課題解決能力」別にインデックスシールを作成するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
8	2	2	3)			提案書類の作成要領	<p>様式の下段に記載のある「注）」及び「備考」は、削除の上、作成するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
9	2	2	3)	ウ)		提案書類の作成要領	<p>「図及び表は様式枠内に記載すること。」とありますが施工計画等に添付するA3資料についても上下左右で20mm以上の余白と枠を設けて記載することと理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
10	様式	I	5			建設企業の応募資格要件に関する書類	<p>添付書類にある「燕市の有資格業者登録名簿の有効期間内に応募資格確認基準日が含まれていることが確認できる書類の写し」とは、燕市より受付印が押印された平成29年・30年度入札参加資格申請書写しでよろしいでしょうか。御教示願います。</p>	ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	質問	回答
	頁	章	節	項	目			
11	様式	I	5			建設企業の応募資格要件に関する書類	添付書類にある「弥彦村の有資格業者登録名簿の有効期間内に応募資格確認基準日が含まれていることが確認できる書類の写し」とは、弥彦村より受付印が押印された平成30年・31年度入札参加資格申請書写しでよろしいでしょうか。御教示願います。	ご理解のとおりです。
12	様式	I	7			管材企業の応募資格要件に関する書類	日水協の検査工場登録証で製造できることを明らかにできると考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	様式	I	7			管材企業の応募資格要件に関する書類	2.の添付書類として、『燕市若しくは弥彦村の有資格業者登録名簿の有効期間内に～』とありますが、どのような書類のことでしょうか。もう少し具体的にお示しください。	No.10、11の回答のとおりです。
14	様式	Ⅲ	1			提案書類提出一覧表	注)について、様式Ⅲについて「1部は応募者名、社名入りとし、残り8部は社名等を特定できる表現（ロゴマーク等を含む）を全て削除すること」とありますが、「削除」ではなく、社名や押印箇所を「黒塗り」する対応でもよろしいでしょうか。	社名等を特定できなければ、黒塗り等の対応でも構いません。
15	様式	Ⅲ	1			提案書類提出一覧表	注)について、様式Ⅳについても「1部は応募者名、社名入りとし、残り8部は社名等を特定できる表現（ロゴマーク等を含む）を全て削除すること」とありますが、「削除」ではなく、社名等は「代表企業」「設計企業」「建設企業」「地元企業」「管材企業」のように「修正」する対応でもよろしいでしょうか。（削除する場合、文字数や体裁が変わってしまい、正本と同じ体裁にならないためです。）	ご理解のとおりです。
16	様式	Ⅲ	2			提案書類提出書	「平成30年 月 日付燕市公告第 号」について、空欄部分の公告日は「10月1日」と記入いたします。	「平成30年10月1日付燕市水道事業公告第1号」と記載してください。
17	様式	Ⅲ	4			見積金額計算書	委託費の内訳は不要と考えますが、よろしいでしょうか。	ルート毎の委託費の内訳（開削工、推進工、水管橋、不断水工）を任意様式で提出してください。様式Ⅲ-4を変更します。

No	見出し符号					項目名	質問	回答
	頁	章	節	項	目			
18	様式	IV	1			設計企業の実績一覧	「①中大口径（φ350mm以上）の送配水管の開削工法による設計実績」とされていますが、「②推進工法」「③水管橋」と同様に中大口径（上水道又は工業用水道におけるφ350mm以上）の送配水管の開削工法による設計実績と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式IV-1及び様式IV-2を変更します。
19	様式	IV	1			設計企業の実績一覧	「①中大口径（φ350mm以上）の送配水管の開削工法による設計実績」とされていますが、募集要項p18 4.6 5)では口径500mm以上と記載されています。様式IV-1ではφ350mm以上の設計実績を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	様式	IV	1			設計企業の実績一覧	中大口径（φ350mm以上）の送配水管の開削工法による設計実績とありますが、募集要綱にはφ500mm以上とあります。いずれが正しいでしょうか。	No.19の回答のとおりです。
21	様式	IV	1			設計企業の実績一覧	備考3に設計実績は平成15年度以降に完了した業務とありますが、募集要綱には平成6年度から応募資格要件確認基準日までの間とあります。いずれが正しいでしょうか。	様式IV-1では平成15年度以降に完了した設計実績を記載してください。
22	様式	IV	2			建設企業の実績一覧	水管橋の施工実績において、対象期間を平成10年度以降に完了した業務にして頂けないでしょうか。	提示した様式のとおりとします。
23	様式	IV	2			建設企業の実績一覧	中大口径（φ350mm以上）の送配水管の開削工法による施工実績とありますが、募集要綱にはφ500mm以上とあります。いずれが正しいでしょうか。	様式IV-2ではφ350mm以上の施工実績を記載してください。
24	様式	IV	2			建設企業の実績一覧	備考3に施工実績は平成15年度以降に完了した業務とありますが、募集要綱には平成20年度から応募資格要件確認基準日までの間とあります。いずれが正しいでしょうか。	様式IV-2では平成15年度以降に完了した施工実績を記載してください。
25	様式	IV	3			管材企業の実績	協力企業をあわせての実績と考えますがよろしいでしょうか。	管材企業の実績とします。
26	様式	IV	4			配置予定技術者の実績一覧	配置予定技術者の実績一覧の記載において、3件記載できるが、審査時の配点の考え方を御教示願います。	記載の件数、内容で評価します。

No	見出し符号					項目名	質問	回答
	頁	章	節	項	目			
27	様式	IV	4			配置予定技術者の実績一覧	配置予定技術者の実績ですが、「中大口径（φ350mm以上）の送配水管の施工実績」とありますが、農業用水（ダクタイル鋳鉄管）の実績も該当すると考えますが、よろしいでしょうか。御教示願います。	上水道又は工業用水道における実績とします。様式IV-4を変更します。
28	様式	IV	4			配置予定技術者の実績一覧	配置予定技術者は予定のため、変更可能と考えてよろしいでしょうか。	退職等のやむを得ない事情がある場合を除き、変更は認めません。
29	様式	IV	4			配置予定技術者の実績一覧	配置予定技術者を特定できない場合、複数の者を記載できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	様式	IV	4			配置予定技術者の実績一覧	配置予定技術者は提出した範囲での変更は可能と考えてよろしいでしょうか。（管理技術者を照査技術者への変更、照査技術者を管理技術者への変更、担当技術者を管理技術者への変更等）	退職等のやむを得ない事情がある場合を除き、変更は認めません。
31	様式	IV	4			配置予定技術者の実績一覧	「設計企業の配置予定技術者にあつては、中大口径（φ350mm以上）の送配水管の設計実績」とされていますが、「中大口径（上水道又は工業用水道におけるφ350mm以上）の送配水管の設計実績」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式IV-4を変更します。
32	様式	IV	5~14			-	提案書類内の審査項目・但し書きについては、記入時に削除してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	様式	IV	8			施工計画	施工計画に添付可能な図面等には、施工計画（A4版）を補完・説明する図表も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	様式	IV	9			管材調達計画	製造に要する期間とは検査、出荷等も含むリードタイムと理解しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	様式	IV	9			管材調達計画	十分な製造能力とは製造設備の能力と理解しましたがよろしいでしょうか。	特に指定はありませんが、選定委員が製造能力を評価できる指標等を示してください。
36	様式	IV	9			管材調達計画	製造に要する期間の口径別とは今回提示されている呼び径250、350、500、700mmという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	様式	IV	11			設計・施工・工期等に関するその他事項	様式IV-11 設計・施工・工期等に関するその他事項で「設計・施工・工期等について、その他提案する事項を具体的に記載すること。」とありますが、基本設計で開削となっている区間において、開削工法と推進工法を比較検討すると提案し、結果的に工法変更となった場合の工事費の変更等の取扱いはどうなるのかご教示願います。	調査・設計を踏まえて工法の変更が合理的と判断された場合は、それに基づき工事請負契約を締結します。

見出し符号						項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項	目			
38	様式	IV	13			様式IV-13	【協力企業（地元企業）】について、記載する枠の大きさは、適宜調整してよろしいでしょうか。また、複数企業の場合は、適宜枠を追加してよいとの理解でよろしいでしょうか。	枠の大きさ、枠の数は適宜調整・追加してください。

## 基本協定書（案）に関する質問回答書

「燕市・弥彦村送配水管整備事業」の基本協定書（案）に関する質問について、以下のとおり回答します。

見出し符号						項目名	質問	回答
No	頁	条	項	号	目			

質問なし

## 基本契約書（案）に関する質問回答書

「燕市・弥彦村送配水管整備事業」の基本契約書（案）に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	見出し符号					項目名	質問	回答
	頁	章	節	項	目			
1	4					第15条3	下記の文言を追加していただけますでしょうか。 (6)本事業を施行する上で必要な範囲で下請会社等に対して開示が必要な場合	原案どおりとします。

## 業務委託契約書（案）に関する質問回答書

「燕市・弥彦村送配水管整備事業」の業務委託契約書（案）に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	見出し符号					項目名	質問	回答
	頁	章	節	項	目			
1	3					12条 監督員	「設計業務委託契約書（案）p3で示される監督員」と「要求水準書p28に示されるモニタリング実施者」、設計企業の所掌区分についてご教示いただけますでしょうか。	「募集要綱に関する質問回答書」No.25の回答のとおりです。

## 工事請負契約書（案）に関する質問回答書

「燕市・弥彦村送配水管整備事業」の工事請負契約書（案）に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	見出し符号					項目名	質問	回答
	頁	章	節	項	目			
1	7		5			土地の瑕疵等	第18条に記載されている土地の瑕疵等に起因する追加費用や工期の変更の取扱いは、詳細設計時のみならず、工事期間中においても適用され则认为ますがよろしいですか。また、上記は他の節についても適用され则认为てよろしいですか。	工事請負契約書（案）であるため、工事業務が対象となります。
2	9		7	(5)		予期せぬ特別な状態	第22条1項(5)に、変更条件として「予期することのできない特別な状態」とありますが、詳細設計時又は工事期間中に道路管理者、河川管理者、所轄警察、地元等との協議により変更となった場合もこの要件に合致するものと考えますがよろしいですか。	当該条項は、不測の事態を定めたものであるため、関係機関協議に伴う変更は該当しません。
3	20		10	2		瑕疵担保	第50条2項(2)舗装工事に、瑕疵担保期間はコンクリート舗装1年、その他の舗装6月とあり、要求水準書3.3 2)には2年と記載されておりますが、要求水準書を優先するという点でよろしいですか。	要求水準書が正です。工事請負契約書（案）を変更します。